

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公表番号】特表2016-513452(P2016-513452A)

【公表日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2015-561499(P2015-561499)

【国際特許分類】

C 12 P 7/64 (2006.01)

C 12 N 1/10 (2006.01)

C 12 P 1/00 (2006.01)

A 61 K 35/68 (2006.01)

A 61 P 9/00 (2006.01)

【F I】

C 12 P 7/64

C 12 N 1/10

C 12 P 1/00

A 61 K 35/68

A 61 P 9/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月15日(2017.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20% w / w 乾燥細胞重量を超える細胞脂質、および

総脂肪酸の10%超であるエイコサペンタエン酸(EPA)

を含むフィチウム(Phthium)バイオマス由来のトリアシルグリセロール油。

【請求項2】

前記フィチウムバイオマスの増大に利用される基質は、グルコース、デキストロース、ラクトース、キシロース、スクロース、フルクトース、またはこれら2つの任意の好適な組合せから選択される、請求項1に記載のトリアシルグリセロール油。

【請求項3】

前記バイオマスが、さらに少なくとも1種の窒素源を含み、前記窒素源が酵母菌抽出物、DAP、尿素、NaNO₃、CSLまたはこれらの2以上の組合せから選択される、請求項1に記載のトリアシルグリセロール油。

【請求項4】

20% w / w 乾燥細胞重量を超える細胞脂質、および

総脂肪酸の10%超であるエイコサペンタエン酸(EPA)

を含み、アラキドン酸(ARA)は、総脂肪酸の5%未満を含む、フィチウムバイオマス由来のトリアシルグリセロール油。

【請求項5】

前記フィチウムバイオマスの増大に利用される基質は、グルコース、デキストロース、ラクトース、キシロース、スクロース、フルクトース、またはこれら2つの任意の好適な組合せから選択される、請求項4に記載のトリアシルグリセロール油。

【請求項 6】

前記バイオマスが、さらに少なくとも1種の窒素源を含み、前記窒素源が酵母菌抽出物、DAP、尿素、NaNO₃、CSLまたはこれらの2以上の組合せから選択される、請求項4に記載のトリアシルグリセロール油。

【請求項 7】

(i) 好適な量のフィチウム培養物を供給する工程；

(ii) 前記好適な量のフィチウム培養物からの基質を用いてフィチウムバイオマスを増大させる工程；

(iii) 前記フィチウムバイオマスからトリアシルグリセロール油を抽出する工程、を有し、

少なくとも前記トリアシルグリセロール油は、20%w/w乾燥細胞重量を超える細胞脂質を含み、少なくとも1種のトリアシルグリセロール油に含まれる総脂肪酸の10%超がエイコサペンタエン酸(EPA)である、

少なくとも1種類のトリアシルグリセロール油の生産方法。

【請求項 8】

前記フィチウムバイオマスの増大に利用される前記基質は、グルコース、デキストロース、ラクトース、キシロース、スクロース、フルクトース、またはこれら2つの任意の好適な組合せから選択される、請求項7に記載の少なくとも1種類のトリアシルグリセロール油の生産方法。

【請求項 9】

前記バイオマスが、さらに少なくとも1種の窒素源を含み、前記窒素源が酵母菌抽出物、DAP、尿素、NaNO₃、CSLまたはこれらの2以上の組合せから選択される、請求項7に記載のトリアシルグリセロール油。